

2012年1月24日

独立行政法人国立高等専門学校機構
旭川工業高等専門学校

校長 高橋 英明 様

北海道大学教職員組合
執行委員長 神沼 公三郎

教員に時間外手当を即刻、支払うよう要請する文書

貴・旭川工業高等専門学校（旭川高専）においても教員は、社会情勢が変化するなかで業務多忙を強いられています。それにもかかわらず教員は、国立高専の大目的である優秀な技術者の育成を目指し、かつ社会に貢献することを目的として日夜、骨身を削って業務に精励しています。その一環で、会議などは授業などの後に開催されることが多く、いきおい就業時間を越えることとなります。

しかし貴・旭川高専では、教員の時間外労働に対する適正な支払いが行われていません。旭川高専教職員労働組合は、そのように不正常な労働条件を是正するため、教員の時間外労働について適正な時間外手当を支払うよう、これまでに何回も貴職に求めてきましたが、貴職の誠意ある回答を聞いていません。

教員会議をはじめ教務主事、学生主事、寮務主事等の招集する会議および運営会議等は議事録が残され、時間外労働が完全に把握されているにもかかわらず、時間外手当が全く支払われていないのです。

こうした事態は労働基準法に明確に違反しています。もしも旭川高専教職員労働組合が労働局に出向いてその実態を告発すれば、労働局は直ちに貴・旭川高専に立ち入って実態調査を行い、そのうえで貴職らの違法行為を厳しく指摘して、是正措置を命ずることになるでしょう。

他方、高専機構は、私たち国立大学と高専の労働組合を統括する全国大学高専教職員組合（全大教）との団体交渉で、「各高専における時間外労働に対しては、すべて機構に請求するように伝えている」と発言しています。貴職は、高専機構のこうした態度を知りながら、旭川高専においては高専機構の説明する措置を何も講じていないこととなります。

貴職におかれては、以上の違法、不正常な状態を一刻も早く是正して、教員に速やかに時間外手当を支払うよう要請します。